様式第２号

受領委任払い確認書

武豊町（以下「甲」という。）と事業者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、受領委任払いとなる住宅改修費等について、武豊町介護保険住宅改修費及び福祉用具購入費受領委任払い実施要綱及び武豊町手すり設置費用助成金受領委任払い実施要綱の定めに従い、次の事項について確認をする。

１　「乙」は、次に掲げる規定を遵守するものとする。

1. 住宅改修費等の受領について、申出を受けたときは、身分証明書等により、受領の可否を確認するとともに、受領する場合においては、誠実にこれを履行する。
2. 当該事務処理にあたっては、必要に応じて介護支援専門員との連絡調整に努める。
3. 住宅改修にあたっては、「甲」に事前に工事内容の説明を行い、給付（助成）対象経費及び給付（助成）見込額について「甲」の確認を得るものとする。ただし、介護支援専門員が代わってこれを行う場合には、「乙」からの説明等を省略することができる。
4. サービス提供にあたっては、他の利用者との公平性の確保に努める。
5. 受領委任に関する全てを第三者に委任してはならない。
6. この受領委任に関して「甲」から必要な指示があった場合には、誠意をもってこれに従うものとする。
7. 委任者等との間で発生した諸問題については、「乙」は当事者間で協議の上、誠意をもって、これを解決するものとする。
8. 住宅改修費等受領委任払い事業者登録（変更）申請書に記載した事項に変更があったときは、速やかに、変更内容を記載した登録申請書を提出すること。

２　「甲」は、この受領委任に関して、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合には、住宅改修等の支払又は受領委任を拒否することができる。

1. 受領委任に関して不正な請求があった場合
2. 委任を申し出た利用者が、委任することができない者であると判明した場合
3. 事業者が受領委任に関して誠実に履行できないと判断した場合
4. 「甲」の指示に対して理由もなく従わず、当該事業の目的を達成することが困難と判断した場合

３　この確認書によりがたい事情が生じたとき又はこの確認書に疑義が生じたときは、「甲」、「乙」両者協議して決定する。

　この確認の証として本書２通を作成し、両者記名押印の上、それぞれ１通を保有する。

　　　年　　　月　　　日

　　　　　　　　　甲　愛知県知多郡武豊町字長尾山２番地

　　　　　　　　　　　武豊町

　　　　　　　　　　　代表者　　武豊町長

　　　　　　　　　乙　所在地

　　　　　　　　　　　事業者

　　　　　　　　　　　代表者　　　　　　　　　　　　　　　　㊞